

後期高齢者医療保険からのお知らせ

後期高齢者医療の保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室
☎53-2111(内線252~254)

新保険証を送付します

現在お使いの保険証は、7月31日(木)で有効期限が切れますので、8月1日(金)からは新しい保険証をお使いください。(手続きの必要はありません)

新しい保険証は7月17日(木)ころに特定記録郵便で郵送します。

8月になっても保険証が届かない場合は、担当までご連絡ください。

また、保険証を住民登録地以外の居住地に郵送を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。身分の確認できる書類(運転免許証など)と印鑑をご持参の上、保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口においてください。



国保室 相馬

お願いがあります

「ジェネリック医薬品希望カード」「臓器提供意思表示欄記載内容保護シール」「カバー」は同封されません。希望する場合は担当までご連絡ください。

医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を判定します。

新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄に記載されている割合は8月1日から1年間適用となる自己負担の割合です。

■医療費の自己負担割合■

●1割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない人

●3割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人

※住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、下記に該当する人は申請により1割負担となります。該当すると思われる人に通知書を送付しています

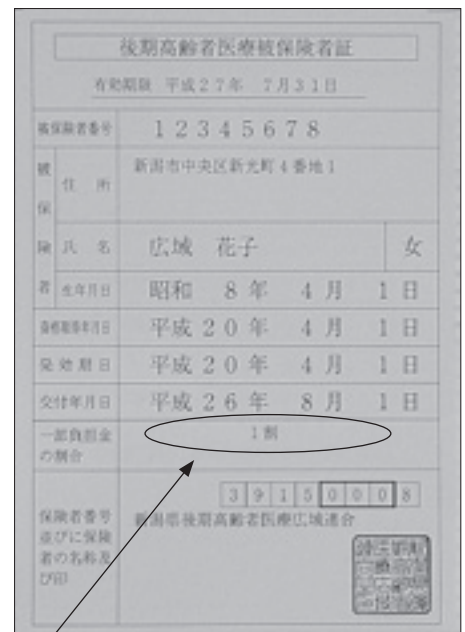
[同一世帯に加入者が1人の場合]

その人の収入合計金額が383万円未満または、その人の収入と同一世帯の70~74歳の人全員の収入の合計金額が520万円未満

[同一世帯に加入者が複数いる場合]

加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

表面【ページユ色】



医療費の自己負担割合

新しい保険証の記載内容に誤りがないか、ご確認ください。



国保室 渡邊

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けていて、8月以降も対象となる人には、8月1日(金)から使用できる認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は、交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

後期高齢者医療保険料の決定通知書を 7月中旬に一人ひとりに送付します

●問い合わせ

税務課保険税係

☎53-2111(内線223、224)

または各支所地域振興課市民生活室

■年間保険料の計算

年間保険料は、均等割額と所得割額の合計です。平成26年度は、保険料率見直しの年でしたが、新潟県内では、保険料率が据え置きとなっています。なお、賦課限度額は、55万円から57万円に改定となりました。

◆均等割額とは

保険料のうち、加入者全員が均等に負担する分です。新潟県内の均等割額は、35,300円です。

◆所得割額とは

保険料のうち、加入者の所得に応じて負担する分です。平成25年中の総所得金額等から、基礎控除額(33万円)を控除した金額に、所得割率(新潟県内は7.15%)を掛けて算出します。

保険料の納付方法と納付時期

- ・4月以降の年金からすでに納めている人【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

確定した年間保険料額から、4月・6月・8月に納めた額を差し引いて、残った額を10月・12月・2月に分けて年金から納めます。

- ・7月から納付書、または口座振替で納める人【普通徴収】

4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付なし	本徴収								

確定した年間保険料額を平成26年7月から平成27年3月までの9回に分けて納めます。月々納める保険料額は、7月中旬に送付する通知書に記載されていますので、ご確認ください。



保険税係 貴船

平成25年中の所得状況に応じて、右のとおり保険料が軽減されます。

■軽減制度（手続き不要）

○均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて9割、8.5割、5割、2割の軽減が受けられます。

○所得割額の軽減

個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

○加入前日まで会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人への軽減

軽減後の平成26年度の年間保険料額は3,500円となります。(村上市国民健康保険、国民健康保険組合などの被扶養者は対象となりません)

■納付方法

保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替による「普通徴収」があります。特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。普通徴収で直接納付する場合は、通知書に添付されている納付書により担当窓口で納めてください。

口座振替の場合は、納期限に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。

■納付方法を変更できます

- ①特別徴収の場合は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。手続きは、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所でできます。(金融機関ではできません)
- ②納付書から口座振替へ変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。
※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて手続きをしてください
※7月分の保険料から口座振替を希望する人は、7月11日(金)までに手続きをしてください